

別表1 毎日検査項目

番号	項目	検査地点	検査回数
1	色	給水栓	365
2	濁り		365
3	消毒の残留効果(残留塩素)		365

別表2 水質基準項目

番号	項目	基準値	検査回数(回/年)						(参考) 法定回数 (給水栓)
			中西条浄水場系			水源地(地下水系)			
			給水栓	浄水	原水	給水栓	浄水	原水	
基01	一般細菌	100個/mL以下	12	12	4	12	12	1	12
基02	大腸菌	不検出	12	12	4	12	12	1	12
基03	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基04	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基05	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基06	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基07	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基08	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基09	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレ	0.04mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	12	12	4	4	4	1	4
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	12	12	4	4	4	1	4
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	4	4	— (注1)	4	4	— (注1)	4
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	12	12		4	4		4
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	12	12		4	4		4
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	12	12		4	4		4
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	12	12		4	4		4
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	4	4		4	4		4
基27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	12	12		4	4		4
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	12	12		4	4		4
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	12	12		4	4		4
基30	ブromホルム	0.09mg/L以下	12	12		4	4		4
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	4	4	4	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4	4	1	4	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4	12	4	4	4	1	4
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4	12	4	4	4(注2)	1	4
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	4	12	4	4	4(注2)	1	4
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	12	12	4	12	12	1	12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	12(注3)	12(注3)	4	4(注3)	4	1	4
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	12(注3)	12(注3)	4	4(注3)	4	1	4
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	4	4	4	4	4	1	4
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12	12	4	12	12	1	12
基47	pH値	5.8~8.6	12	12	4	12	12	1	12
基48	味	異常でない	12	12	—	12	12	—	12
基49	臭気	異常でない	12	12	4	12	12	1	12
基50	色度	5度以下	12	12	4	12	12	1	12
基51	濁度	2度以下	12	12	4	12	12	1	12

備考 (注1)消毒を行う際に生成されるもので、原水では行いません。
(注2)大野水源地及び東神吉水源地の浄水のみ月1回実施します。
(注3)官能検査の結果に基づき不定期でも実施します。

別表3 水質管理目標設定項目

番号	項目 (*は委託検査項目)	目標値	検査回数(回/年)					
			中西条浄水場系			水源地 (地下水系)		
			給水栓	浄水	原水	給水栓	浄水	原水
目01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	4	4	1
目02	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	4	4	4	4	4	1
目03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	4	4	1
目04	削除	—	—	—	—	—	—	—
目05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	4	4	4	4	4	1
目06	削除	—	—	—	—	—	—	—
目07	削除	—	—	—	—	—	—	—
目08	トルエン	0.4mg/L以下	4	4	4	4	4	1
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	—	—	4	—	—	1
目10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	—(注1)			—(注1)		
目11	削除	—	—	—	—	—	—	—
目12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	—(注1)			—(注1)		
目13	ジクロロアセトトリル*	0.01mg/L以下(暫定)	2(注2)	—	—	1(注3)	—	—
目14	抱水クロラール*	0.02mg/L以下(暫定)	2(注2)	—	—	1(注3)	—	—
目15	農薬類*	※1	—	1	4	—	1	1
目16	残留塩素	1mg/L以下	12	12	—	12	12	—
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100mg/L	4	4	4	4	4	1
目18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	12	4	4	4(注4)	1
目19	遊離炭酸	20mg/L以下	4	4	4	4	4	1
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	12	12	4	4	4	1
目21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	4	4	4	4	4	1
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	—(注5)			—(注5)		
目23	臭気強度(TON)	3以下	—(注5)			—(注5)		
目24	蒸発残留物	30~200mg/L	4	4	4	4	4	1
目25	濁度	1度以下	12	12	4	12	12	1
目26	pH値	7.5程度	12	12	4	12	12	1
目27	腐食性(ランゲリア指数)	※2	4	4	—	4	4	—
目28	従属栄養細菌	2000個/mL以下(暫定)	4	4	—	4	4	—
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	4	4	4	4	4	1
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	4	12	4	4	4	1
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)*	0.0005mg/L以下(暫定)	—	1	4	—	1	1
備考	※1 検出値と目標値の比の和として、1以下 ※2 -1程度以上とし、極力0に近づける (注1)消毒剤として二酸化塩素を使用していないため、検査を省略します。 (注2)測定地点3か所のうち1か所のみ実施します。 (注3)中津水源地のみ実施します。 (注4)大野水源地及び東神吉水源地の浄水のみ月1回実施します。 (注5)この項目での評価は行っていません。							

別表4 独自に実施する項目

番号	項目 (*は委託検査項目)	検査回数(回/年)						
		中西条浄水場系			水源地 (地下水系)			
		給水栓	浄水	原水	給水栓	浄水	原水	
	水温	12	12	4	12	12	1	
	アルカリ度	4	12	4	4	4	1	
	酸度	4	4	4	4	4	1	
	アンモニア態窒素	—	—	4	—			
	紫外線吸光度	—	—	4	—			
	侵食性遊離炭酸	4	4	4	4	4	1	
	電気伝導率	12	12	4	12	12	1	
検17	ダイオキシン類*	—	1	—	—	1(注1)	—	
	クリプトスポリジウム*	—	—	4	—	—	4(注2)	
	ジアルジア*	—	—	4	—	—	4(注2)	
	嫌気性芽胞菌	—	—	12(注3)	—	—	12	
備考	(注1)令和4年度は、東神吉水源地で実施します。 (注2)紫外線設備が導入されている東神吉水源地と西部水源地については年1回実施します。 (注3)中西条浄水場 集合原水で実施します。							